

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5月28日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

広島県公安委員会規則第7号

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

広島県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年広島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第2号中「第90条第4項」を「第90条第5項」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第3号及び第4号中「第3項」を「第4項」に改め、同条第5号中「第103条第3項」を「第103条第4項」に改め、同条第6号中「第90条第9項」を「第90条第12項」に、「第103条第8項」を「第103条第10項」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成21年6月1日から施行する。